

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としております。

その実現のためには、株主やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様にご満足していただける商品やサービスを提供し続けることが重要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 株主総会における議決権行使】

当社は、現時点において単元株を所有する全株主数に対する機関投資家及び海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの導入又は招集通知の英訳を行う予定はございません。今後、機関投資家又は海外投資家の比率が増加した場合には、これらの対応策につき検討してまいります。

【補充原則2-4 多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を定めておりませんが、女性、外国人の管理職が在籍しており、中途採用者の管理職登用は積極的に進めております。

中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑みた多様性の確保に向けた、人材育成方針と社内環境整備方針については次のとおりとなっております。

人材育成方針としてお客様一人ひとりに付加価値を提供していくための教育体制や研修内容等の整備、社内環境整備として休暇制度・産休育休制度等の福利厚生関係規程の充実を図り、人材の定着と能力の底上げを行うとともに、外国籍やジェンダーにとらわれない人材の積極的な採用活動を通じて、人材の確保に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)は、当社コーポレートサイト上にて企業理念を開示しております。経営戦略/経営計画は当社コーポレートサイトで開示するよう準備しております。

() 当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により限度額を決定しております。

株主総会で決議された取締役全員の報酬総額の最高限度額の範囲内において、担当職務、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役及び管理本部管掌役員が協議し、役員報酬内規に基づき報酬額案を作成しております。その後、社外取締役の助言及び監査役会の「取締役報酬プロセスチェック」を受けたうえで、各取締役の報酬額を取締役会が決定しております。

なお、経営陣の報酬については、取締役(社外取締役を除く)に対する長期インセンティブとして、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を図るとともに、健全なインセンティブを機能させることを目的として、固定報酬とは別のインセンティブ的報酬制度を検討しております。

社外取締役及び監査役については、固定報酬のみを支給する方針としております。

【補充原則3-1 英語での情報の開示・提供】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いため、現在は招集通知・決算短信等の英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後は海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

当社は、企業が将来にわたって継続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、経営を司る後継者、管理職の育成が重要な要素であると認識しております。当社並びにグループ会社の経営トップの選任に際しては、後継者育成計画を明示的には策定していませんが、識見、知見、実績などを踏まえ、先見性や将来性等を評価、検討することを加え、審議を経て決定するとともに、当社並びにグループ会社の後継者の育成に努めております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣幹部からの提案を会社の成長や組織の活性化に繋がるものと認識し、適宜取締役会にて審議することとしております。

なお、当該提案については、社外取締役からの多角的な意見を得ることで十分な検討を行っております。また、経営陣の報酬については、取締役(社外取締役を除く)に対する長期インセンティブとして、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を図るとともに、健全なインセンティブを機能させることを目的として、固定報酬とは別のインセンティブ的報酬制度を検討しております。

【補充原則4-2 経営陣の報酬制度の設計】

経営陣の報酬について独立した諮問委員会等は設置していませんが、取締役の報酬については、株主総会で決議された取締役全員の報酬総額の最高限度額の範囲内において、担当職務、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役及び管理本部管掌役員が協議し、役員報酬内規に基づき報酬額案を作成しております。その後、監査役会の「取締役報酬プロセスチェック」を受けたうえで、各取締役の報酬額を取締役会が決定しております。

なお、経営陣の報酬については、取締役(社外取締役を除く)に対する長期インセンティブとして、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を図るとともに、健全なインセンティブを機能させることを目的として、固定報酬とは別のインセンティブ的報酬制度や株式報酬制度等を検討してまいり所存です。

【補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組み】

当社は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定を検討してまいります。
また、人的資本・知的財産への投資等の重要性を認識しており、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、自社の持続的な成長に資するよう、実効的に監督してまいります。

【補充原則4-11 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会は、実効性の確保に努めておりますが、現在取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりません。今後実施について検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、自社の資本コストを見積もりまたは測定した上で把握し、中期経営計画を策定しております。また経営や事業に関する戦略や具体的な施策を開示するとともに、売上高、営業利益、当期純利益及び自己資本純利益率(ROE)についても重視する指標として目標等を示すことで、株主・投資家の理解が促進されるよう努めてまいります。
また、中期経営計画のホームページへの公表を検討してまいります。

【補充原則5-2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

当社は経営戦略等の策定・公表のため、取締役会において決定する事業ポートフォリオに関する基本的な方針の決定や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示す方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、発行会社との事業上の関係等を個別に総合的に勘案し、中長期的視点で当社企業価値の向上に資すると思われる株式を保有しております。
長期的な取引関係の継続による売上高の推移や取引の状況等の事業上の関係を勘案し、経営会議もしくは取締役会にて保有の適否を判断しております。
また、政策保有株式に係る議決権行使にあたり、発行会社及び当社の中長期的な企業価値向上の観点等を考慮し、総合的に賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者等管理規程を制定しております。関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。当社及び子会社を含む全ての役員に対して、事業年度毎に関連当事者間取引の有無について確認を行うなど、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。
また、主要株主等との取引においては、法令を遵守し、第三者との間で実施する同一、同種又は類似の取引と比較して当社グループに不当に有利又は不利な条件で行われてはならないものとし、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定する方針としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定給付型の制度として確定給付企業年金基金への加入制度を設けております。当社の従業員が加入する確定給付企業年金基金は総合設立方式であります。
なお、すべての資産を生命保険会社が元本と最低利回りを保証する一般勘定で運用しているため、当社が企業年金のアセットオーナーとしての機能を果たすことはありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- () コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載しております。
() 当社は、長期的かつ安定的な株主価値の向上、企業価値の最大化及び企業経営の健全性を重視しております。取締役会を中心に経営の健全性・効率性及び透明性を十分に確保し、すべてのステークホルダーに対する経営責任を果たしてまいります。コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。
() コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由に記載しております。
() 取締役並びに監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、下記(a)～(c)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。

社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。また、取締役及び監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知並びに有価証券報告書に記載しております。取締役及び監査役候補者の解任については、職務執行における重大な法令・定款違反、当社グループの企業価値の著しい毀損などが発生した場合、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

なお、コーポレート・ガバナンスの観点から少数株主保護の方策を後押し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2021年1月に任意の諮問機関である指名委員会を設置しております。また、役員の指名につき、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めることが指名委員会の目的となっております。

(a) 取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社グループの企業価値を中長期的に向上させることに資する人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、指名委員会にて選定並びに指名を行う。

(b) 監査役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務の執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

(c) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法曹、財務及び会計、人事労務、当社グループの事業に関連する分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、指名委員会にて選定並びに指名を行う。

() 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任の理由については株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

当社は、サステナビリティについての取組みを当社のホームページに公開しており、それぞれの取組みを進めております。当社の主な事業の一つであるクルマ・バイク用品のリユース事業では、一つ一つのパーツを再生し循環させることにより、モノとしての価値を再創造し、SDGsが目指す社

会の持続的成長に資するものと考えます。
今後も当社グループは、SDGsに賛同し、環境、社会、ガバナンスの視点から、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に向けて積極的に取り組んでまいります。サステナビリティの取組みとして、人的資本への投資等についても開示の検討を進めてまいります。

【補充原則4-1 経営陣への委任の範囲】
当社の取締役会は、定款及び法令で定められているほか、取締役会において決議する事項を取締役会規則、職務権限規程にて定めております。取締役に対する委任の範囲については、業務分掌規程や組織表に記載されております。開示の方法については、事業報告へ記載いたします。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法 2 条 15 号及び東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき、独立社外取締役の選定を行います。また、取締役会は、当社からの独立性があり、自己の知見により取締役会へ建設的な議論を行える人物を、社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4-10 任意の委員会の設置】
当社の取締役総数5名のうち社外取締役は3名であり、取締役会構成員の過半数となっております。また、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換や提言を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えております。社外取締役の内2名は女性を選任しており、ジェンダー等の視点からの助言も得るよう配慮しております。社外監査役 2 名からも社外取締役同様に適切な助言を得られており、取締役会の独立性・客観性は確保できているものと考えております。
なお、当社は任意の指名委員会を設置しておりますが、任意の報酬委員会を設置しておりません。
取締役の報酬の検討に当たり独立社外取締役を含め社外役員の適切な関与・助言を得る体制を整備しております。

【補充原則4-11 取締役会の全体としてのバランス、多様性・規模に関する考え方】
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則 3-1() の記載のとおりであります。今後は必要に応じて社内規程等で定めるなどの検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4-11 取締役及び監査役の兼任状況】
当社は、職務権限規程上、常勤の取締役及び監査役が他の会社の役員を兼任する場合には取締役会の承認を要するものとしております。また、毎期末の関連当事者間取引の有無及び役員の兼任状況調査を定期的の実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。その結果については、定時株主総会の事業報告書において開示します。

【補充原則4-14 取締役及び監査役のトレーニング方針】
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行っております。その方針については、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展並びにクルマ・バイク業界に寄与できることを目的としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社における株主との対話については、管理本部長が責任者となり、代表取締役社長、管理本部長を中心として必要に応じて経営陣または幹部が対応すると共に、関係各部署との情報共有を密にすることで連携を強めるよう努めてまいります。
個別面談以外の対話の場として、年2回の決算説明会の開催や証券会社等主催の投資家向け説明会へ経営陣が参加してまいります。
対話を通じて寄せられた有用な意見、要望については、取締役会にフィードバックすることで、企業価値の向上に努めてまいります。
当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため沈黙期間を設ける等、インサイダー情報管理に留意してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社E&E	1,898,100	72.32
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC)	36,500	1.39
クルーバー従業員持株会	30,200	1.15
河野映彦	21,400	0.81
MSIP CLIENT SECURITIES	20,700	0.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	17,400	0.66
株式会社SB証券	12,900	0.49
楽天証券株式会社	11,500	0.43
学校法人横浜商科大学	10,000	0.38
網嶋敏雄	10,000	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社E&E
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引等については、コーポレート・ガバナンス上問題があると誤解を与える可能性があるとして認識しており、今後においては原則として支配株主との取引等を行わない方針であります。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、社外(独立)取締役及び社外(独立)監査役が出席する取締役会決議を受け、これを行うことで取引の適正性を確保してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福島 泰三	公認会計士											
佐藤 麻子	弁護士								○			
太田 彩子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 泰三	○	福島泰三氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ(現当社の会計監査人)の会計監査業務等の業務補助者として、2003年7月から2010年6月まで当社の会計監査を担務し、2015年10月まで勤務していましたが、同法人を退所して6年以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
佐藤 麻子	○	佐藤麻子氏は、当社が2015年9月より法律顧問契約を締結しているR&G横浜法律事務所に勤務しておりますが、当社は同所の多くある顧問先の1つであり、毎月支払う顧問料(日々の各種相談費用含む)も一般的な金額と考えており、同所が多額の金銭その他を得ている法律専門家には該当しないと判断しております。 また、同氏は日々の相談も顧問契約書に記載されている当社担当弁護士ではないことから、業務に関する相談等を行っていないこともあり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
太田 彩子	○	——	企業経営全般のご経験に加えて、人的資本経営並びにサステナビリティに関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査担当、会計監査人は、相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告を行い、業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鳥山 秀弘	その他													
高橋 知久	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳥山 秀弘	○	鳥山秀弘氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ(現当社の会計監査人)のIT関係の特種情報処理技術者(ディレクター:非監査業務)として、2000年1月から2019年1月まで当社のシステム運用関係の助言を担務し、2019年1月の定年退職まで勤務しておりました。 また、同法人退所後の2019年2月～3月まで当社システムに関するリスク調査等の業務委託契約を締結しておりましたが、契約の報酬については一時的で一般的な金額の報酬であり多額な金銭には該当しないと判断しております。 さらに、同法人を退所して3年以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	管理実務及び監査役監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。
高橋 知久	○	高橋知久氏は、当社の単独株式移転前の前身である㈱アップガレージにおいて監査契約を締結していた有限責任監査法人トーマツ(現当社の会計監査人)の会計監査業務等の業務補助者として、2004年1月から2009年2月まで当社の会計監査を担務し、2015年9月まで勤務しておりましたが、同法人を退所して6年以上を経過しており、現時点において同法人との顧問契約もないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	公認会計士として、監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬については、取締役(社外取締役を除く)に対する長期インセンティブとして、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を図るとともに、健全なインセンティブを機能させることを目的として、固定報酬とは別のインセンティブ的報酬制度を検討しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。各対象者の割当個数につきましては、勤続年数及び役職を考慮し決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を含む。)の報酬は、固定報酬のみで構成されております。
役員の報酬は、その総枠について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬は前事業年度の業績及び会社への貢献度等を勘案して、代表取締役及び管理本部管掌役員が協議し、社外取締役の助言及び監査役会のプロセスチェックを受けて取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付議事項については、総務部より資料を事前に配布し、検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて管理本部長が事前説明を行っております。また社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役会、会計監査人監査、内部監査の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の主な機関として、取締役会、監査役会、経営会議、リスク管理委員会、内部監査室及び指名委員会を設置しております。

イ. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長(ただし会長がいる場合は会長)が議長を務め、取締役1名、社外取締役3名の取締役合計5名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。
また、取締役会には、全ての監査役3名(うち社外監査役2名)が出席し取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

ロ. 監査役会

監査役会は、常勤監査役が議長を務め、社外監査役2名の監査役合計3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会は、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しております。

ハ. 経営会議

経営会議は、常勤取締役及び執行役員を主たる構成員としております。経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に柔軟に対応することにより、持続的な企業価値の向上をはかっております。

ニ. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長とし、当社の管理本部長並びに従業員複数名で構成しております。原則として四半期に1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しており、当社グループに関するリスク及びコンプライアンスに関連する重要事項を審議・決定し、その実施状況を監視するとともに必要に応じて社内調査及びこれに基づく指導・勧告を行っております。

ホ. 内部監査室

内部監査室は、内部監査人1名で構成されており、年間の監査計画に基づいて業務監査及び会計監査を実施し、法令遵守、内部統制の実効性等を監査しております。監査結果については、代表取締役に対し報告を行うとともに、監査役会及び会計監査人と相互連携を深めるため、適宜情報交換を行っております。

ヘ. 指名委員会

当社は、役員の指名に関して客観性と透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問委員会として、指名委員会を2021年11月に設置し、指名委員として社内取締役1名と社外取締役2名を選任しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の迅速な意思決定による事業の推進を確保しつつ、独立社外取締役を含む取締役会によるモニタリング及び独立した立場で行われる監査役による監査の二重の監視を行うことが、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に柔軟に対応することにより、持続的な企業価値の向上を図る目的で、常勤取締役及び執行役員を主たる構成員とした経営会議を設置しております。

これに加え、当社は当社グループのリスクを適切に管理するためにサステナビリティ委員会を設置し、また、役員の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために任意の指名委員会を設置しております。これら2つの任意の委員会に加え、業務を日常的に監視するために内部監査室を設置し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性をより高める体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、できるだけ早期の招集通知発送を予定しております。また当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネットによる議決権行使が可能となるよう検討を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、当社ホームページに掲載しております。 IRポリシー https://www.upgarage-g.co.jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期の決算説明会を定期的に開催することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR 専用のサイトを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部をIR 活動担当部署とし、管理本部長をIR 活動の推進責任者としております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を規程に定めておりませんが、今後の検討事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動を含むCSR活動等の実施状況等、企業の社会的責任についての取組みは、コーポレートサイトのサステナビリティページに掲載しております。 https://www.upgarage-g.co.jp/sustainability/ 2023年4月からは、サステナビリティに関する取組みを推進する委員会を設立し、活動方針の立案や当社グループ全体への浸透、定期的な開示、報告によりステークホルダーとのコミュニケーションを図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーより信頼を得られるよう、当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的な情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

ア. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

イ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を「文書取扱規程」の定めに従って、保管する。

ロ. 当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

エ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築し、リスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。

また、リスク管理体制として、管理本部を主管部署とする「サステナビリティ委員会」が内部統制と一体化したリスク管理を推進し、内部監査室が進捗状況を監査する。

事業活動上の重大な事態が発生した場合に備え、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えとともに、事業の継続性を確保するため、「事業継続計画」を定め、リスク管理体制を整備する。

エ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

ロ. 内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。

エ. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務の執行状況を定期的に取締役に報告し、内部監査室において、「内部監査規程」に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

イ. 当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

イ. 「関係会社管理規程」に基づいて子会社に対し取締役若しくは監査役を当社より派遣し、子会社の取締役等が「ポリシー」「行動指針」に則って職務を執行している事を監督又は監査を行う。

ロ. 当社の取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、以下の事項を取締役に報告する。

() 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項

() 内部監査室が実施した子会社内部監査の結果

() コンプライアンス上重要と判断される事項

() 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報

() その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項

イ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「サステナビリティ委員会」は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、リスク管理委員会を通じて即座に代表取締役及び監査役にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社の取締役会(毎月1回開催)に、取締役の職務執行状況を報告する。また、子会社の各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

ロ. 内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社子会社の代表取締役は、当社の取締役会(毎月1回開催)に、取締役の職務執行状況を報告する。

ロ. 当社の監査役又は子会社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

イ. 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人は職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告し、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

- k. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役又は各部署長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧又は謄写について当社の取締役又は監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。
- l. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 イ. 監査役から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査役の職務補助者は内部監査室の社員とする。
 ロ. 当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。
- m. 監査役へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 イ. 取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査役に報告する。
 () 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
 () 内部監査室が実施した内部監査の結果
 () コンプライアンス上重要と判断される事項
 () 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
 () その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項
 ロ. 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。
- n. 監査役の職務について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 イ. 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 ロ. 緊急または臨時の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
 ハ. 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- o. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 イ. 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
 ロ. 監査役による会計監査については、各監査役が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行う等連携を図り、実効性を高める。
 ハ. 監査役は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定又は事務委託の費用を請求することができる。
- p. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
 当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
 当社では、反社会的勢力に係る対応についての主管部署はリーガル・情報セキュリティ室とし、反社会的勢力排除規程及び反社会的勢力排除実施要領に基づき、原則的に取引開始前におけるリスクモニターによる調査を実施しております。継続既存取引先に対しては、1年に一度、新規取引先の手順に則り調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。
 また、従業員への啓蒙活動の実施及び警察、暴力団追放運動推進センターや顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

その他

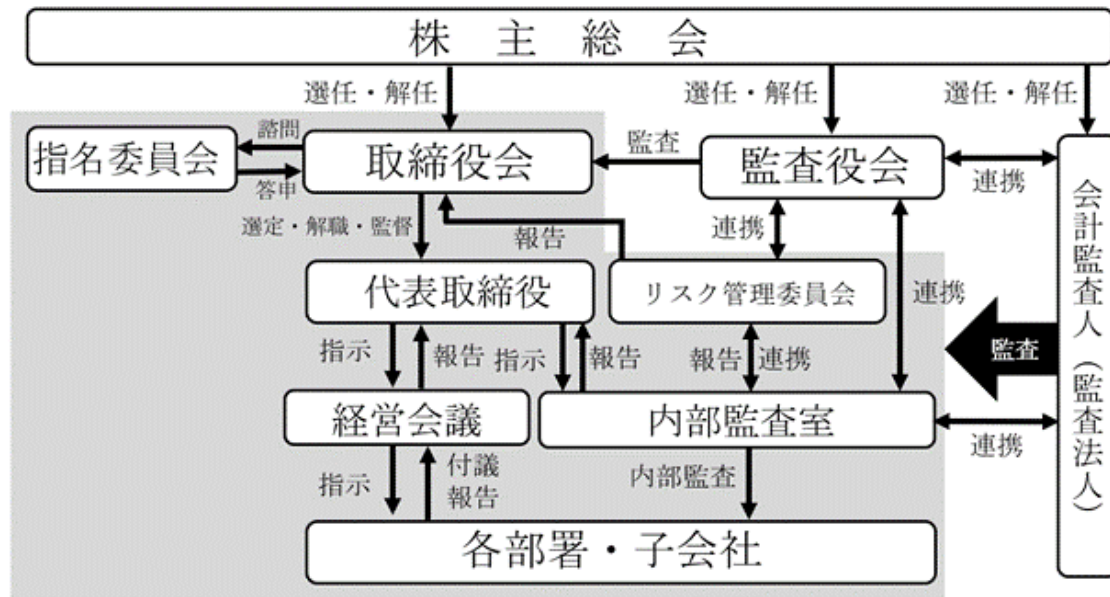
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

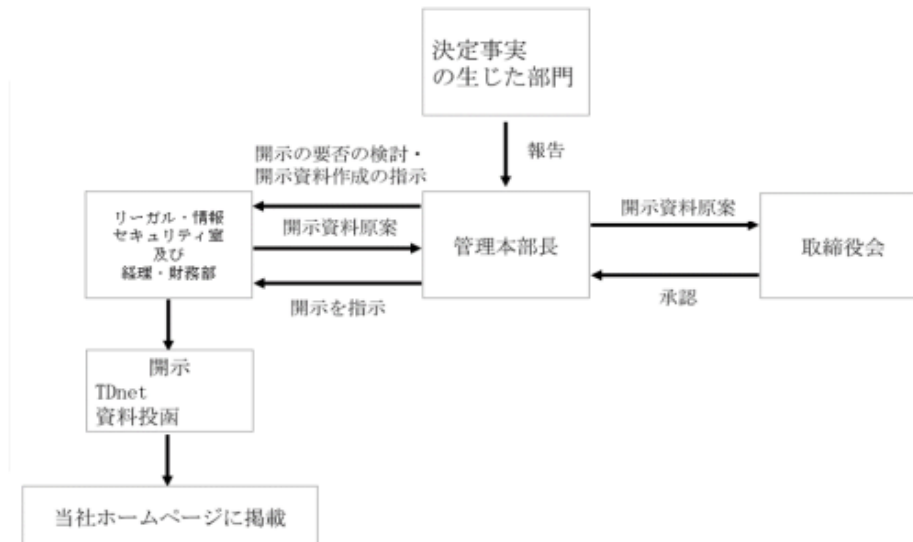
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図



決定事項等に関する開示業務フロー



・ 申請会社グループに係る情報の適時開示業務フロー

